

【改正の前後における目標・評価管理の仕組みの比較】

	現行法	改正後（H30.4～）
中期目標の策定・変更	設立団体の長が、委員会の意見を聞いたうえで策定・変更	設立団体の長が、委員会の意見を聞いたうえで策定・変更（現行制度を維持）
法人の長が作成した中期計画の認可	設立団体の長が、委員会の意見を聞いたうえで認可	<u>設立団体の長が認可（※）</u>
各事業年度の業績評価	委員会が実施	<u>設立団体の長が実施（※）</u>
中期目標期間終了時に見込まれる業績評価	—	設立団体の長が、委員会の意見を聞いたうえで実施
中期目標期間の業績評価	委員会が実施	<u>設立団体の長が実施（※）</u>
中期目標期間終了後の見直し内容	設立団体の長が、委員会の意見を聞いたうえで決定	設立団体の長が、委員会の意見を聞いたうえで決定（現行制度を維持）



（参考）改正後の地方独立行政法人法（抄）
 第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一から五まで （略）
 六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 （以下、略）

※の事項についても、**条例に定めることにより**、設立団体の長が委員会の意見を聴くことができる。

なお、公立大学法人（首都大）については、特例により、全ての項目で現行制度を維持